相続税の2割加算の計算表

続柄で対象かを確かめ、相続税の総額から受け取る人ごとの税額と加算額を書き込みます。

2割加算の対象か（続柄の早見表）

受け取る人	2割加算	補足
配偶者	**足さない**	配偶者は対象外
子（実子・養子）	**足さない**	足さない。養子も一親等の血族として扱う
父母	**足さない**	一親等の血族なので対象外
代わりに相続人になった孫（代襲相続人）	**足さない**	子が先に亡くなっていたときの、その子の子。足さない
養子にした孫（代襲相続人でない）	**足す**	子が生きているのに孫を養子にしたとき。足す
養子にした孫（代襲相続人でもある）	**足さない**	孫の親（亡くなった人の子）が先に亡くなっていたとき。足さない
相続人でない孫（遺言・死亡保険金で受け取る）	**足す**	足す
兄弟姉妹	**足す**	相続人であっても足す（二親等の血族）
甥・姪	**足す**	兄弟姉妹の代わりに相続人になったときも足す
子の配偶者・内縁の人・友人など	**足す**	遺言などで受け取ったら足す

計算式と順番

加算額 ＝ その人の相続税額（税額控除の前）× 0.2

各人の相続税額（相続税の総額を、受け取った割合で分けた額） ＋ 2割加算 − 暦年課税分の贈与税額控除 − 配偶者の税額の軽減 − 未成年者控除 − 障害者控除 − 相次相続控除 − 外国税額控除 − 相続時精算課税分の贈与税額 ＝ 納める相続税

受け取る人ごとの書き込み欄

受け取る人・続柄	受け取る額	その人の相続税額（総額×受け取る額÷遺産額）	2割加算	加算の後

例：正味の遺産額1億円、相続人は配偶者と兄。基礎控除4,200万円、課税遺産総額5,800万円、相続税の総額837万5,000円。兄が4,000万円（40%）を受け取ると、兄の相続税額は335万円、2割加算67万円、合計402万円。

間違えやすい所

- **代襲相続人の孫に足してしまう**：子が先に亡くなり、その子（孫）が代わりに相続人になったときは足さない。申告書の第4表も要らない
- **兄弟姉妹に足し忘れる**：兄弟姉妹は相続人でも一親等ではないので足す。第4表で計算し、第1表の⑪の欄に書く
- **控除を引いてから足してしまう**：2割は、配偶者の税額の軽減や未成年者控除などを引く前の税額に足す
- **養子縁組を解消した人**：相続時精算課税で贈与を受けたときに養子だった分は、足さない部分がある。国税庁の例：2割加算の前600万円 → 加算の後700万円

相続税の総額は、法定相続人と法定相続分で決まり、実際に誰がいくら受け取るかでは変わりません。各人の相続税額は、総額を受け取った割合で分けた額です。小規模宅地等の特例や債務・葬式費用を引いたあとの「正味の遺産額」を入れてください。1円未満は切り捨てて表示します。

出典：国税庁 タックスアンサー No.4157「相続税額の2割加算」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4157 質疑応答「相続時精算課税の適用を受けていた養子が、その後、養子縁組を解消した場合の相続税額の2割加算の計算」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4152「相続税の計算」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4155「相続税の税率」／国税庁「相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集」①被相続人の兄弟姉妹が相続した場合（2割加算①）（R8.10）／国税庁「相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集」③被相続人の孫が相続した場合（2割加算③）（2026/11/17 確認）